

久留米広域合併協議会（第8回）次第

開催日時：平成15年9月6日(土)

10時00分～

場 所：創 世（春秋の間）

1．開 会

2．報告事項

- (1) 報告第13号 第7回協議会以降の協議会活動について

3．協議事項

- (1) 協 議 新市の名称について
(2) 協 議 新市の事務所の位置について
(3) 協 議 町名・字名の取扱いについて
(4) 協 議 新市建設計画について
(5) 協 議 新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について
(6) 第15号議案 地方税の取扱いについて
(7) 第16号議案 情報公開に関する取扱いについて

5．そ の 他

6．閉 会

久留米広域合併協議会(第8回)議案等

《報告事項》

報告第13号 第7回協議会以降の協議会活動について P 1 ~ 3

《議案》

第14号議案	合併の方式について	(議案後送予定)
協 議	新市の名称について	(第5回協議会議案等 P 16 ~ 18)
協 議	新市の事務所の位置について	(第5回協議会議案等 P 19 ~ 21)
協 議	町名・字名の取扱いについて	(第6回協議会議案等 P 30 ~ 45)
協 議	新市建設計画について	P 4 ~ 43
協 議	新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について	P 44 ~ 45
第15号議案	地方税の取扱いについて	P 46 ~ 52
第16号議案	情報公開に関する取扱いについて	P 53 ~ 56

報告第13号

第7回協議会以降の協議会活動について

第7回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年 9月 6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第7回協議会以降の協議会活動について

《小委員会活動》

8月20日 「議員の定数及び任期に関する小委員会」第3回会議

《会議》

8月28日 合併協議会幹事会(第8回) 合併協定項目の第8回提出議案
協議会(第8回)開催要領(案)など

《専門部会、分科会活動》 前回報告以降分

一部を除き、分科会レベルにおける調整案が整理され、順次、部会における調整・確認作業が行われています。

事務事業調整方針案の確認が行われた部会では、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っており、第8回協議会に提案する合併協定項目に関し、総務部会、生活環境部会が開催されました。

また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。

- 7月25日 教育文化部会、個人住民税システムWG
- 7月28日 人事調整会議、汎用機共通WG、ネットワークWG、イントラネットWG、固定資産税システムWG、下水道システムWG
- 7月29日 ホームページ(システム)WG、収納消込システムWG、児童保育システムWG、国民健康保険料(税)システムWG
- 7月30日 公営住宅システムWG、汎用機共通WG、勤労者福祉サービスセンターWG、図書館システムWG
- 7月31日 保健福祉部会、住基WG、財政調整WG、財務会計WG、選挙システムWG、生活保護システムWG、保健情報システムWG
- 8月1日 人事給与システムWG
- 8月4日 児童手当システムWG、児童扶養手当システムWG
- 8月6日 個人住民税システムWG、障害者支援システムWG、農家台帳システムWG、文化財WG
- 8月7日 財政調整WG、住基WG、法人市民税システムWG、介護保険WG、介護保険システムWG、国民健康保険料(税)システムWG
- 8月8日 固定資産税システムWG
- 8月11日 障害者WG

- 8月12日 総合調整部会、新市建設計画策定会議、企画調整会議、税務分科会、財政調整WG、固定資産税WG、公営住宅システムWG
- 8月13日 国際WG
- 8月14日 住基WG
- 8月18日 総務部会、固定資産税システムWG、国民健康保険料(税)システムWG
- 8月19日 生活環境部会、保健情報システムWG
- 8月20日 固定資産税WG、障害者WG、農家台帳システムWG
- 8月21日 新市建設計画策定会議、個人住民税システムWG
- 8月22日 財政調整WG、固定資産税システムWG
- 8月25日 総合調整部会
- 8月26日 納税WG
- 8月27日 障害者WG

協 議

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年 9月 6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

新市建設計画

久留米広域合併協議会

目 次

序 論	7
はじめに	
第1章 新市としての合併の意義	
第1節 都市経営の確立	
第2節 行財政基盤の確立	8
第3節 生活圏としての一体性	10
第4節 新市としての将来発展性	
第2章 新市建設計画の策定方針	
第1節 策定の趣旨	
第2節 新市建設計画の対象など	
第3節 新市建設計画策定方針	
第4節 総合計画との関係	
第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係	
本 論	11
第1章 新市の概要	
第1節 新市の地勢	
第2節 新市の人口	
第3節 新市の産業構造	
第2章 新市建設の基本方針	
第1節 新市建設の基本理念	
第2節 新市の目ざす都市像	
第3節 新市の行財政経営の整備	
第4節 土地利用の基本方針	
第5節 地区整備の基本方針	14
第3章 新市の施策方針	17
第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策	17
第2節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策	23
第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策	26
第4節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策	33
第5節 新市の行財政経営の整備を図る施策	36
第4章 新市における福岡県事業の推進	
第5章 公共的施設の適正配置と整備	40
第6章 財政計画	40
結 論	42

序 論

第1章 新市としての合併の意義

第2節 行財政基盤の確立

財政の状況

現在、地方交付税については、交付税特別会計における借入金残高が平成4年度末で2.2兆円だったものが平成14年度末で46.7兆円と急増し、事実上破綻状態になっています。そのため、地方交付税制度の見直しが行われ、「段階補正の見直し」「事業費補正の縮小」「留保財源率の見直し」が逐次実施されています。地方交付税は、自主財源が乏しい自治体にとって、自由に使える重要な歳入です。例えば、平成13年度の決算ベースでは、県内で一人当りの交付税額が一番多い自治体は864千円であり、逆に一番少ない自治体は10千円で、86倍の開きがあるのが実態です。しかし今後は、これらの見直しに伴い、大幅な減額が見込まれます。この見直しを前提に、今後の1市4町の財政を、合併年度を含む合併前5年間、新市建設計画の対象期間の前期5年間、後期5年間の区分により推計すると、以下のとおりとなります。

また、地方分権改革を推進する中で、地方財政基盤の確立が重要な課題であることから、「国庫補助負担金の削減」、「地方交付税の見直し」、「地方への税源移譲」を三位一体として改革する取り組みが進められています。地方分権改革推進会議及び第27次地方制度調査会での議論を踏まえながら、経済財政諮問会議において、その方向性の具体化が図られ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において明らかにされています。具体的には、将来世代に責任が持てる財政基盤を確立するために「国と地方」の行財政改革に取り組むこととし、「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿の実現に向けた改革を進めることとしています。そのため、第1に地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源を引き上げること、第2に税源移譲などによる地方税の充実確保、交付税総額の抑制等により地方税の割合を引き上げ、地方交付税への依存を低下させること、第3に地方にとって効果の高い選択を可能にすることを通じて、効率的で小さな政府を実現することとしています。これらを達成するための具体的な改革工程に基づく取り組み内容は、平成16年度の予算において明らかにされる見込ですが、厳しい国の財政状況や、地方分権の確立を図る地方財政制度の将来方向を十分に見極めながら、新市として合理的で健全な財政運営が必要となります。

1市4町の長期財政推計(合併しなかった場合の一般財源ベース)

(単位：百万円)

区分	年度	H12～H16	H17～H21	H22～H26
歳入		326,923	323,857	327,999
	地方税	178,867	180,245	185,697
	地方交付税	91,499	77,125	75,658
	その他	56,557	66,487	66,644
歳出		291,347	300,603	308,773

	人件費	93,616	93,264	91,691
	扶助費	20,354	23,332	23,693
	公債費	47,631	50,551	58,828
	その他	129,746	133,456	134,561
投資可能額		35,576	23,254	19,226

(試算は久留米広域合併協議会財政調整会議による)

投資可能額とは、普通建設事業などの投資的経費に投入できる一般財源の額である。

歳入には、基金(財政調整基金・減債基金)繰入金及び繰越金を含まない。

経済成長率は見込まない。

「三位一体の改革」の取り組み内容により推計額が変動する可能性がある。

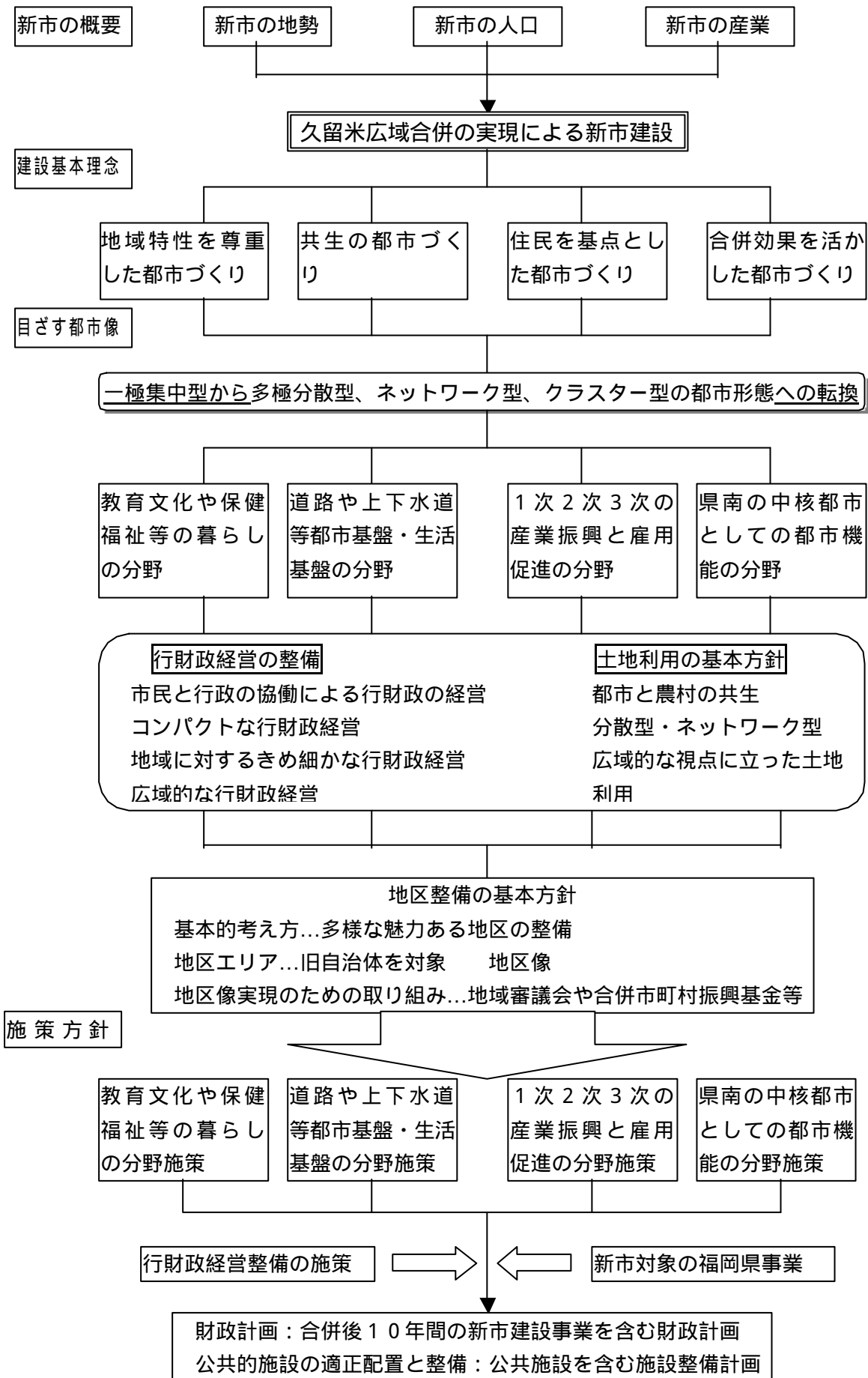
〔財政状況と合併の関係〕

本地域の長期財政推計をみますと、地方交付税制度の見直しに伴い、合併年度を含む合併前5年間の歳入に占める交付税の比率が約28%であったのが、新市建設計画の対象期間の前期5年間には約24%となり、更に後期5年間には約23%となっています。その結果、平成12～16年度の平均の単年度交付税に比較し、平成22～26年度の平均の単年度交付税額は約31億7千万円の減額となります。この金額は、平成14年度の城島町と三潴町の普通交付税を合計した約32億にほぼ相当する額で、将来の財政運営が、ますます困難になっていくことが想定されます。また、歳入総額そのものも、地方税の伸びを一定見込んだものの、地方交付税の減少幅が大きく影響して、平成12～16年度に比較し、平成22～26年度は約11億の微増にとどまっています。

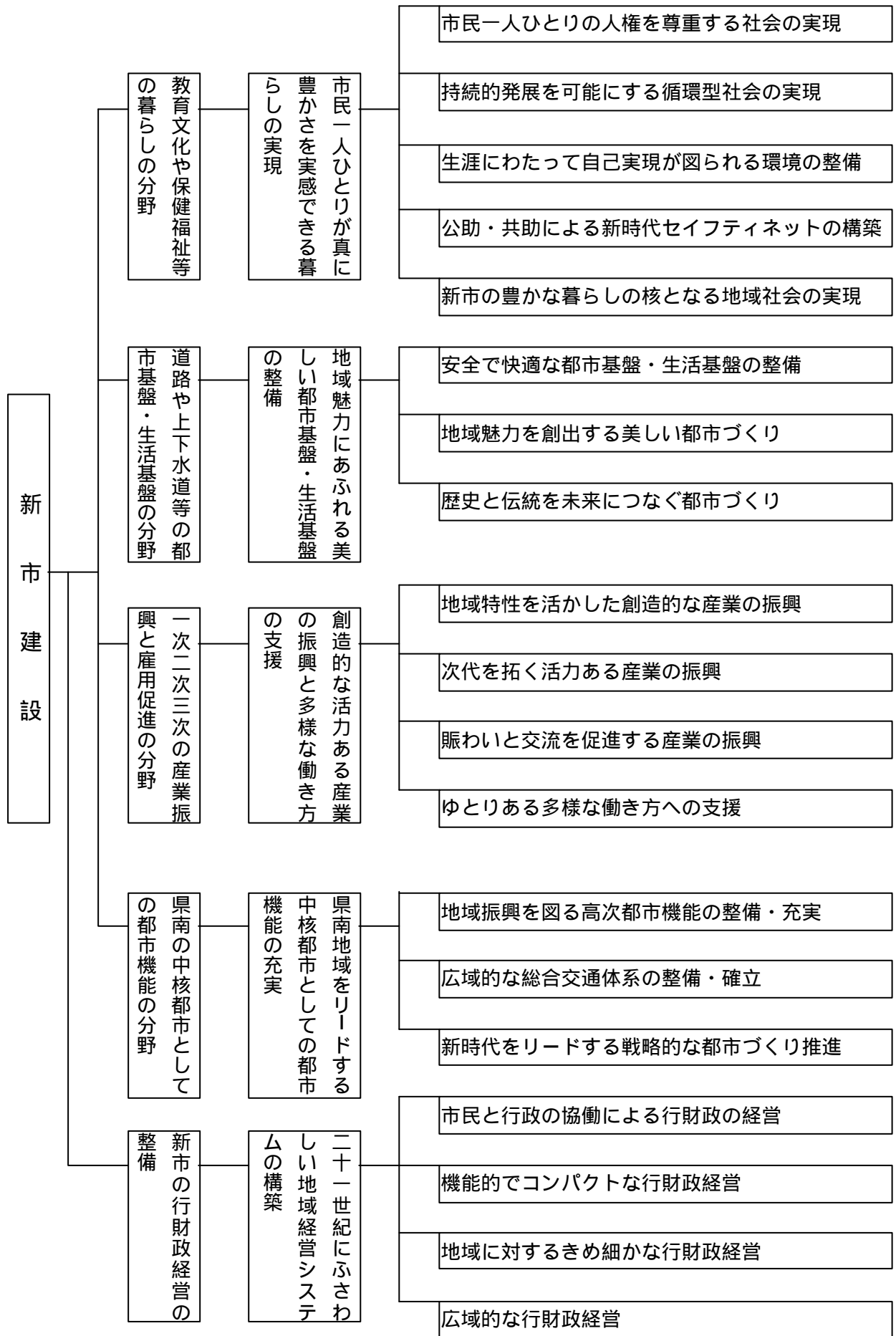
その歳入構造の変化と公債費の増嵩に起因して、投資可能額も平成12年度～平成16年度の歳入の中から投資可能額にまわせる財源が約356億円であったのが、平成22年度～平成26年度には約192億円となり、ほぼ半減する見込です。このことから明らかになるのは、このまま合併しない状況で都市づくりを進めるとすれば、都市づくりに投下する費用が確実に減少するという事です。

一方で1市4町の財政の現況を見てみますと、財政の自立性・安定性を測る一つの指標である自主財源比率は、平成13年度決算で久留米市が52.8%、田主丸町、北野町、城島町、三潴町が35%前後という状況で、福岡県の平均的な自主財源比率である36.0%に比較すると、久留米市を除く4町は平均的な財源構造といえます。また、標準的な行政活動を行う財源を、どの程度自前で確保できるかを示す財政力指数を見ますと、平成13年度の決算で久留米市が0.72、三潴町が0.43、田主丸町が0.41、北野町が0.39、城島町が0.35となっています。福岡県の95市町村の平均が0.39ですから、久留米市を除く4町は平均的ではありますが、課題となっている地方の自立を高めるためには、更に財政基盤の足腰を強くするための取り組みが求められています。その意味からは、個性と魅力ある地域の振興を図り、担税力の強化を図る都市づくりへの投資が不可欠であり、久留米広域合併の実現による投資可能額の確保が必要です。

本論の概要図（全体）



新市建設施策体系図



第3節 生活圏としての一体性

商圈や買い物行動等からの分析

日常的な一体感の状況を把握する一つとして、買い物の行動をしてみる方法があります。1市4町すべてを対象にする調査ではありませんが、久留米市の商圈調査報告書によると、次のとおりとなります。

吸引率及び来街指数状況

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
吸引率	78.8%	20.1%	61.8%	62.0%	39.1%
来街指数	-	24.0%	40.2%	11.5%	29.7%

(資料：平成11年版久留米商圈調査報告書)

〔買い物行動等と合併の関係〕

久留米市の平成10年の消費者調査によると、「洋服」「呉服・反物」「靴・履物」「カバン・バッグ」の買い回り性の高い4品目を、久留米市内の店舗で購入する割合(吸引率)は、城島町が62%、北野町が61.8%、三潴町が39.1%と高い比率となっています。また、同年の町から久留米市に来る人の割合(来街指数)を見ると、北野町の40.2%、三潴町の29.7%と同様に高い比率になっています。

この調査は久留米市だけの調査ですが、消費活動における1市4町の関係の一端を示しています。現在の消費者の行動は、交通手段の発達や郊外型のショッピングセンターの立地などにより、大きく変化していることを基本としながらも、現在においてもこれだけ高い吸引率を示していることは、日常的な買い物行動等においても、一体感があることを示しています。

これらの日常的な活動における一体性に関しても、生活圏域の拡大に対応し1市4町の合併を実現する意義があります。

本

論

第2章 新市建設の基本方針

第5節 地区整備の基本方針

(1)地区整備の基本的方針

新市においては、広域合併により行政区域が拡大することに伴う様々な懸念を払拭するとともに、新市建設の理念のもとに合併効果を発揮する、多様な魅力ある地区を整備することとします。地区の整備にあたっては、地方自治における住民自治の充実策として提唱されている地域自治組織制度を重要な将来課題と認識しながら、当面は現在の法制度を前提に地区整備に積極的に取り組むこととします。

また地区整備にあたっては、地区を新市においてどのように位置づけるかを明らかにしておく必要があります。新市は、一極集中型の都市形態から分散型、ネットワーク型、クラスター型の都市へと転換することとしています。地区は、それらのネットワーク等の都市形態を実現するにあたって、その基本的単位となるものです。その意味からは、それぞれの地区の機能や特性の実現を図るために、それらの機能の実効性を確保し具現化する組織や権限が必要です。そのために必要な総合支所的機能の整備を進めるとともに、地区住民の主体的なコミュニティ活動を尊重し、積極的に支援することを基本方針とします。

(2)地区の考え方

地区は、合併する前の自治体のエリアを対象とします。しかしながら将来的には、地方自治法による地域自治組織の法制度化に基づく新市の市民ニーズを踏まえ、その見直しが必要となることも想定されます。

(3)地区別の目ざす姿

地区別の目ざす姿(地区像)は、これまでの1市4町の都市づくりと広域合併の将来を展望し、次のとおりとします。将来的には、地区像についても、さらに地区住民により見直されることも考えられます。

また、地区像の設定にあたっては、それぞれの地区が置かれている環境を十分に認識し、これまでの都市づくりの蓄積など地域特性を活かした個性ある地区づくりが求められています。従来の総花的な施策の展開から、地区のポテンシャルと地区の未来を考え合わせ、その基本的な方向を、住民が決意をもって選択することが必要です。今後、地区像の設定にあたって、住民の合意形成が必要となりますが、地区整備の基本的な方向の考え方として次のとおり提案します。

久留米地区

合併前の久留米市域を対象とする地区で、これまで蓄積されてきた高次的な都市機能の集積性を活かしながら、都市型産業(商業・高付加価値型工業・サービス業)の振興を図るとともに、交通環境、居住性、都市型産業の集積など全般的な都市利便性を活かした暮らし良い地区づくりに取り組むこととします。また、公共交通網の結節機能を有効に活用する地区づくりに取り組みながら、他地区との効果的な連携を図るためのアクセ

ス機能の整備に取り組みます。

田主丸地区

合併前の田主丸町を対象とする地区で、新市の東部発展の拠点として位置づけ、副都心にふさわしい権限と機能で、新しい地域づくりや企業誘致、生活基盤の整備や久大本線の利便性向上に取り組みます。また、これまで培ってきた「緑の供給基地」の特性を活かすため植木・苗木の流通機能の強化を図り、あわせて、これら緑と山麓の果樹、筑後川や耳納山系など恵まれた地勢を有機的に結合した観光事業を推進します。さらに、中心部へのアクセス機能の強化のため田主丸～久留米間などの道路の拡充・新設に努めます。

北野地区

合併前の北野町を対象とする地区で、県内でも有数の「多品目生産型」野菜生産地として活力ある高収益型園芸産地の育成に努め、都市近郊型農業の振興を図りながら、筑後川やその支流の水辺空間の保全など豊かな自然環境に配慮したまちづくりを進めます。また、「北野天満宮」、「コスモス街道」などの観光資源、都市基盤、居住環境、地域情報化の整備を行うとともに、新市の中心地域や福岡都市圏などへの交通アクセスの利便性をより一層向上させ、快適でゆとりのある田園都市的な新市北部の拠点づくりに取り組みます。

城島地区

合併前の城島町を対象とする地区で、筑後川やクリークがのどかに広がり、酒造業などの伝統産業や初夏の風物詩「エツ」などの観光資源に恵まれた地域特性を活かしながら、人と自然・人と産業が調和した高度な生活環境地区づくり及び観光開発や産業の育成に取り組みます。また、高付加価値型農業への転換等による農業の振興や、先端産業技術を活用しながら地場産業の育成を図るとともに、すべての人々が健やかで、生き生きとした地域生活を営むことができるシステムやその基盤整備を進め、交通ネットワーク機能を高めることにより新市の一体化を進めます。

三潴地区

合併前の三潴町を対象とする地区で、公共交通機関の利便性を活かし、広域幹線道路等の都市機能整備を促進することで、交通ネットワークが形成された快適で安全な暮らしができる新市南西部の拠点づくりに取り組みます。また、地域産業の振興と新産業の創出を図るとともに、豊かな景観を持つ農地の有効活用を進め、高い生産性を持つ農業を振興し、都市型農業の確立に努めます。さらに、安全で高付加価値の農畜産物、農産加工品の供給基地を旨とします。

(4) 地区像実現のための取り組み

地区像を実現するにあたっては、地区像実現の取り組みの進捗状況をフォローアップするとともに、地区の状況変化に対応した新たな施策・事業化を図る必要性が考えられます。市町村合併特例法に定める地域審議会の制度を活用しながらも、現在地方制度調

査会などにより取り組まれています新たな地域自治組織などの制度創設と連動しながら、地区像実現の中核となる組織として総合支所的機能の整備に取り組めます。

また、地区像実現のためには、新市建設計画において定めた施策や事業と共に、地域振興を図るための財政措置として、合併市町村振興基金を設置し、その果実を運用して地区住民の連帯強化など地域振興を図る事業に充てることとします。

第3章 新市の施策方針

新市建設にあたっては、基本理念のもとに、目ざす都市像を実現するために、地域資源を効果的かつ効率的に活用し、的確な施策と事業を選択して実施する必要があります。特に、これまで異なったまちづくりに取り組んできた市町が、地域性を大切にしながらも、一体的な都市として、新たな都市の軌跡を描くために、重点的かつ早期に実施する施策や事業があります。それらの施策や事業の中でも緊要度が高いものを、新市建設の主要施策・事業として位置づけ、財政状況を踏まえながらも、本計画期間中に集中的に実施することとします。

また、施策や事業には、新市として共通に取り組む必要があるものと、地域的な事情や特性に対応して個別に取り組む必要があるものの2種類に区別できます。これらの施策化や事業化にあたって配慮する視点として、第1に、受益と負担の関係の視点があります。行政サービスの提供においては、受益と負担の関係を基本視点に、何を選択し何を優先するかを明確にして、施策化や事業化することが必要です。第2に、地域特性の反映の視点があります。行政サービスの提供においては、新市としての地域特性や地域事情を十分に反映して、施策化や事業化することが必要です。

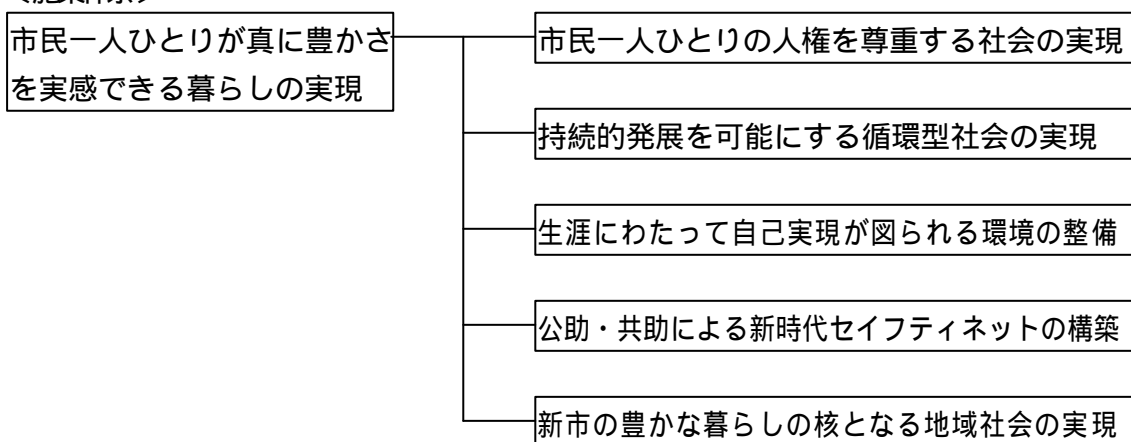
ここでは、それらの視点に十分配慮しながら、施策や事業の体系や基本的な目標などを明らかにします。

第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策

(1) 施策の概要

新市の一体的なまちづくりにあたって、最初に、豊かな暮らしを実現するための施策として、市民の教育文化や保健福祉などの暮らしに焦点を当て、その充実を図ることとします。

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

21世紀の新時代にあつて、社会経済の発展・成熟化に対応し、市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしの実現が求められています。新市においては、単に利便性や効率性を求めるのではなく、新市の豊かな自然と調和したゆとりある暮らし、自己

の持てる能力や意欲を発揮できる暮らし、地域社会づくり等に生き生きと取り組む暮らしなど多様な暮らし方を、市民一人ひとりが尊重し、お互いに認め合いながら、選択できる多様性が共存する豊かな暮らしを実現します。

そのためには、人権尊重に象徴される社会的モラルや責任を果たすことを基本前提にしながらも、市民自らが、自らの価値観に基づきながら、自らの責任の下に暮らしを選択・決定できる環境が整備されていることが必要です。そのために、市民の多様な価値観を尊重する社会意識の醸成を図るとともに、多様な選択とチャレンジを支える社会づくりを進めることとします。

〔施策の方針〕

市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしを実現するために、その社会的な共通ルールとなる人権尊重・男女共同参画社会と循環型社会の実現を推進します。

その人的な共通基盤となる市民一人ひとりが健康で、自己実現を図るために生涯にわたって、学び活動する環境を整備するとともに、それらの活動を支えるセーフティネット(注1)として公助・共助による福祉サービスの充実を推進します。

それらの活動の実践の場となる地域社会の整備・充実を図るために、コミュニティ活動(注2)の活性化等に取り組みます。

(2) 具体的な施策の内容

市民一人ひとりの人権を尊重する社会の実現

【施策の目標】

私たちが真に豊かさを感じるのは、一人ひとりの存在が認められ、大切にされているのを実感するときです。基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法や、世界人権宣言にうたわれている「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との理念は、人々にとって希望の根源です。その実現のためには、個の存在を大切にす基本的な人権意識の確立を図るとともに、それぞれの個性や違いを認め合いながら、その能力を十分に発揮できる人権文化が根付いた社会の実現が必要です。また、性別にとらわれずに、男女が対等に責任を担い能力を発揮し、共同して社会づくりに参画できることが重要です。21世紀を人権の世紀とするために、あらゆる差別の撤廃と人権の確立が必須の課題となっています。

しかしながら、まだ部落差別をはじめとして障害者差別、女性差別、人種差別、高齢者差別、いじめなど多くの差別が現存しています。これらの差別は、市民一人ひとりの魂を根底から脅かし、暮らしから輝きを奪うものです。また、情報通信技術の進展などによる新たな差別事象が発生するなど、人権を尊重する意識や文化の確立の取り組みに逆行する現状があります。

新市建設にあたって、自然の豊かさとともに、人の豊かさを願うときに、市民一人ひ

通りのあり方が問い直されます。あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の確立に取り組む地域社会、そしてそこに暮らす人々の取り組みの主体性確立と活性化を旨とし、「人権の大切さ」を家庭で、職場で、地域社会で話し合い、相互に理解しあい、明るくいきいきとした人権が確立した社会づくりを推進します。

【重点的取り組み】

市民一人ひとりの人権を尊重する社会づくりのために、地域主体の人権学習・人権啓発を進め、差別をなくす環境の整備に取り組みます。

男女共同参画型社会の実現に向けて、女性の政策参加の場への登用を進め、市民の意識啓発に取り組みます。

持続的発展を可能にする循環型社会の実現

【施策の目標】

大量生産・大量消費・大量廃棄による一方向型経済構造で環境負荷の高い社会から、将来にわたって持続的な発展を可能にする循環型社会への転換が求められています。

持続的発展を可能にする社会を実現するには、第1に、市民自身が生活のスタイルや価値観を問い直すことが必要です。そして、目先の利便性にとらわれるのではなく、限られた資源、限られた環境を大切に暮らすへと転換していくことが必要です。そのためには、市民が身近な日常活動の中で、省資源型の商品の使用、再使用、再利用を図るなど、かけがえのない地球、宇宙船地球号の一乗組員としての意識を持つとともに、その意識にそって暮らしの全般にわたって環境を大切に活動を展開することが重要です。

第2に、社会の生産構造などを資源消費型から資源循環型へと転換することが必要です。市民の環境を意識した活動に対応し、省資源型の商品の製造や販売など、社会全体として、生産から消費・廃棄まで全ての過程で、資源を有効に活用し、環境への負荷を少なくする循環型社会を実現する取り組みを着実に進めることが重要です。

持続可能な社会は、市民と社会がともに資源や環境の有限性を認識し、部分としての経済性や効率性重視の考え方から、社会全体としてのトータルコストや、生産から消費・廃棄にいたるライフサイクルコストなど全体としての経済性や効率性を重視する考え方へと転換し、それらの価値観を市民や事業者の活動の基礎に据えることから始まります。そのためには、市民・事業者自らが環境を保全するとともに、その負担を担うことが求められています。

新市建設にあたって、恵まれた豊かな自然を後世に引き継ぐことは未来への責務であり、自然と調和した暮らしは現在の喜びであり、美しい景観や緑あふれる自然は過去の結晶であることを思うとき、循環型社会を目指すにあたって重要な主体である市民や事業者の環境に配慮した行動を促進するとともに、その基盤となる循環型ごみ処理システムなどの整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

市民や事業者が、普段の暮らしや活動の中で環境美化、環境負荷低減、自然環境保護、ごみ減量などを積極的に進める社会環境づくりに取り組みます。

市民や事業者と協働して築く循環型社会において、その基盤となる循環型ごみ処理システムの整備に取り組みます。

生涯にわたって自己実現が図られる環境の整備

【施策の目標】

市民一人ひとりが、生涯にわたって、暮らしの質を高め、より良く生きるためには、その意欲を発揮できる環境が整備されているとともに、持てる能力の育成・充実を図ることが必要です。また、多様な人々と出会い交流を重ね色々な経験を積むことが、生きる力にとって重要なコミュニケーション能力や社会形成力を高めることとなります。学習には限界がないといわれますが、これからの知の時代にあって自己実現を果たすためには、市民の主体的な学習活動はますます重要になります。そのため、何時でも、何処でも、誰でも学ぶことができる生涯学習社会の実現が重要です。

こうした生涯学習の基礎は、学校教育によって育まれます。学校では、基礎的な知識や技術などの確実な習得はもとより、これらを活用した活動を充実するなど、学ぶことの楽しさを経験させ、生涯にわたって学び続ける意欲を高めていくことが必要です。

このため、これからは学校の創意工夫による特色ある学校づくりや、地域の人材活用や地域との交流など地域に開かれた学校づくりが求められています。また、基礎基本の徹底などの確かな学力向上と併せて、国際化や情報化など社会状況の変化に対応した教育や子どもたちの豊かな人間性を育てるための心の教育も重要な課題となっており、家庭、地域、学校などが一体となった生きる力の育成に取り組むことが重要です。特に、インターネットなどの情報通信技術の進展は、情報との距離を短くし、情報リテラシー(注3)の重要性をますます高めるなど、高度情報化社会への適切な対応が大切な課題です。

また学習した能力を活かして、市民活動、市民文化、市民スポーツに取り組むなど、多くの人々と出会い活動する中で、自己実現が図られます。そして、それらの活動が社会に輝きをもたらし、成果として地域文化を創造し、地域社会力を充実することになるのです。学び活動する社会は発展する社会であり、新たな地域の歴史を拓く人々の揺りかごであり、地域文化の出生の地です。

地域社会の未来を築く鍵は、地域を愛し地域で活動する人材です。市民一人ひとりの豊かな未来が、地域の明るい未来へとつながるのです。

新市建設にあたって、地域の人々に豊かな暮らしをもたらし、地域社会に活性化をもたらす教育・文化の充実・強化を図るために、市民一人ひとりの学習意欲や活動意欲に応えられる環境整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

生涯学習社会の基盤でもある学校教育の充実を図るために、地域社会との交流を進め

るなど地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組みます。また、豊かな自然や農業を始めとする地域の特性を活かした特色ある教育を推進支援するとともに、インターネット環境の整備など高度情報化社会に対応した学校教育を進めます。

地区の総合型スポーツクラブの育成と、その活動の場となる施設整備に取り組みます。生涯学習と文化を総合的に振興するために、地区の文化や学習の振興の核となる施設整備に取り組みるとともに、各種の文化施設や学習施設のネットワーク化を進めます。

公助・共助による新時代セイフティネットの構築

【施策の目標】

市民一人ひとりには、豊かな暮らしを実現するために、意欲をもって学び、働き、社会生活をおくっています。しかしながら、その過程の中で予期せぬ様々な苦難に出会い、社会的な助力を必要とする場合があります。また、日々の生活の中で健康を損ない、医療や介護を必要とする場合があります。

これらの社会的な手助けを必要とする場合に、制度的に社会支援が保障され、人々が新たな意欲をもって人生にチャレンジできるような社会が求められています。また、核家族化、少子・高齢化が進むなど社会環境が変化するなかで、社会的助力を必要とするケースが個別的になり、複雑になってきています。これらの個別化複雑化する福祉ニーズに対しては、制度的社会保障とともに、地域社会の人々の手助けで提供される地域福祉や、福祉ボランティアネットワークによって提供される専門的福祉などの柔軟な福祉サービス体制が必要です。公助とともに、地域住民がともに助け合う共助がますます重要になっています。

また、福祉のあり方として、限られた人のための給付から、普遍的なサービスへと転換するとともに、提供の方法も措置制度から契約制度へと転換しています。更に、これからの福祉の目ざす方向は、保護する福祉から、自立を支える福祉、自立を促す福祉へと転換しています。これらの福祉のあり方や方向性の転換に対応し、利用者指向で、効果的・効率的な開かれた福祉システムを構築する必要があります。その意味からも、顔が見える住民同士が、普段の暮らしの中で互いに助け合う、顔が見える身近な福祉がますます重要です。

さらに、健康を維持し増進するにあたっては、疾病にかかったときや不自由になったときに利用できる医療・介護制度が整備されているとともに、それらの状態に陥らないように普段から意識して防止策に取り組むことが大切です。健康は、自らがづくり、守り育てるとい健康意識が大切です。特に近年においては、感染型から生活習慣型へと疾病が変わる中で、市民一人ひとりが、食習慣や日常活動を見直し、積極的に健康を維持・増進することが、健康寿命を延ばし、生活の質を高めることとなります。

また、子どもを取り巻く環境が悪化しています。子どもは地域の宝であり、子どもは経験と交流の中で育ちます。しかしながら、三間（時間、仲間、空間）が失われ、子どもたちの多くの夢、子どもの豊かな未来が、シンナー等の薬物乱用などにより奪われていま

す。愛情をもって子どもを産み、仕事と子育てを両立し、安心して育てられる環境を、地域社会、学校、家庭が一体となって整備することが、地域の未来を豊かにし、地域の夢を実現することになります。子育て、子育てを社会全体で支援することが求められています。

新市建設にあたって、市民一人ひとりが意欲をもって、豊かな暮らしを実現するために多様な活動に取り組むときに、幾度かの危難や困難に出会い、失敗をしても、さらにチャレンジできるような、公助・共助によるセイフティネットが、整備されている地域社会の実現を旨とします。特に、21世紀の暮らしのセイフティネットとして、地域の暮らしを足場にした保健・福祉施策の充実を進めます。

【重点的取り組み】

地域住民の共助による地域福祉ネットワークの構築など、地域福祉を推進します。

市民自らが健康づくりに取り組む意識を育成するとともに、地域での健康づくり活動を推進します。

障害者、高齢者、単親家庭などの生活の質の向上を旨として、自立支援に必要な福祉施策の充実に取り組みます。

安心して生み育てられる環境整備を図るなど、一貫して子育てを支援する子育て支援策の充実に取り組みます。

新市の豊かな暮らしの核となる地域社会の実現

【施策の目標】

かつて地域社会は豊かでした。人々が集い、会話し、活動する中に、喜びの声が聞こえ、笑顔があふれ、明日への活力が生まれていましたが、時代の進展とともに、個別的な利便性が追い求められ、公德心や公共性が失われていく中で、地域社会は暮らしの場から通勤の、通学の、買い物の通過点になりました。地域社会は、会社や、学校と同様に暮らしの単なる一場面になりました。しかしながら、市民一人ひとりの暮らしに視点を据えたとき、地域社会は、子どもが大人になる成長の場であり、人々が民主主義を学ぶ場であり、暮らしが営まれる一番身近な場です。地域福祉が、地域教育が、地域活動が展開される場です。真に豊かな暮らしは、豊かな地域社会が支えるのです。

少子高齢化が進み価値観が多様化する中で、暮らしの基盤となる地域社会は、それぞれの価値観を尊重し、それぞれのライフスタイルを大切にしながら、住民が主体的にかかわる開放型社会であることが求められています。地域社会の地域課題を、住民が自ら問い、共有化し、自ら解決する自治的コミュニティ活動の実践のなかに、地域社会の再生が、個性ある地域社会の創造があります。

また、これからの時代にあっては、社会の基盤となる信頼感の形成が重要です。お互いに顔を知る者が、共通の課題に取り組むことで信頼感が生まれます。その活動の中心となるのは地域社会活動やボランティア活動です。その意味からも、地域社会の連帯感を形成するコミュニティ活動の振興が重要です。

新市建設にあたって、新市の多様な魅力と豊かさの源泉となる地域社会の再生を図るために、市民の暮らしに視点を据えた統合されたコミュニティ形成を進めます。

【重点的取り組み】

豊かな魅力ある地域社会の再生を目ざすコミュニティ活動を促進するために、その仕組みづくりに取り組みます。

コミュニティ活動の核となる場づくりや機会の提供に取り組みます。

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
学校教育の充実	生涯学習の地域の核となる学校施設を、将来的なあり方などの長期的な視点を踏まえながら、計画的に整備します。
市民スポーツの振興	市民スポーツの振興を図るために、新市としての総合的なスポーツ施設の配置等を踏まえながら、地域スポーツの核となるスポーツ施設を、計画的に整備します。
児童福祉の推進	児童福祉の推進を図るために、次世代育成支援対策推進法(仮称)を踏まえ、新市として保育ニーズへの対応方針を策定しながら、保育所等の計画的整備を進めます。
コミュニティ活動の振興	地域社会の再生・充実を図るために、地域社会(コミュニティ)の整備方針の検討を進め、コミュニティ活動の核となる施設を計画的に整備します。

注1 セイフティネット：安全を守るための網。万一の事態に対する備え。

注2 コミュニティ：一定の地域に住み、共属感情を持つ集団。地域社会。

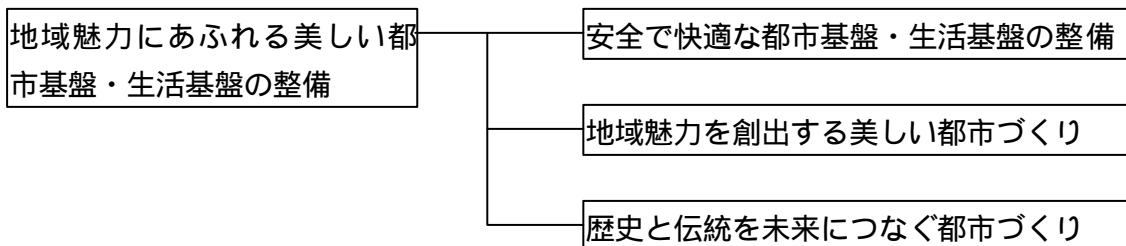
注3 情報リテラシー：情報認識能力。人間が情報を上手に使いこなし、役立てる能力。

第2節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策

(1) 施策の概要

新市の一体的なまちづくりにあたって、市民の豊かな暮らしを支える基盤を整備する施策として、道路や上下水道などの快適な空間や、防災や交通安全などの安全な暮らし、生活に潤いをもたらす都市景観などの実現を推進します。

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

市民一人ひとりが、真に豊かな暮らしが実感できる都市を実現するには、暮らしの基盤となる都市基盤や生活基盤を整備することが重要です。それらの基盤整備にあたっては、第1に、市民一人ひとりが安全で安心して生活できるとともに、利便性一辺倒ではない質の高い快適な都市づくりが必要です。第2に、地域に特有な自然、風土、暮らし等から生まれる地域特有の美しい景観を活かし、魅力があふれる美しい都市づくりが必要です。第3に、暮らしの積み重ねである地域の歴史や伝統を大切に、未来の暮らしへと継承する都市づくりが必要です。

また、都市基盤・生活基盤の整備にあたっては、従来の膨張する都市、投資を前提とした都市から、自然と調和したコンパクトな都市、歴史を積み重ね未来へつながる都市へと転換することが求められています。

新市においては、個人の家庭から地域社会そして都市までを、一連のトータルな公共空間として共通認識し、自然の美や豊かさを積極的に活かした都市魅力を創出するとともに、歴史的な資源を活かしながら、未来に継承するに値する都市づくりを一つひとつ積み重ねていく蓄積型の都市づくりを進めます。

そのためには、まず安全性・安心度を高める都市基盤整備を進めるとともに、生活排水処理などの快適な生活基盤の整備に取り組みます。また、本地域に豊かな水と緑などの自然を大切にしながら積極的に都市空間に取り込むとともに、これまで積み重ねてきた都市の歴史を継承しながら、地域の魅力ある美の創出を目指して、一貫かつ継続した都市づくりを積み重ねていくこととします。

〔施策の方針〕

地域魅力にあふれる美しい都市基盤・生活基盤の整備を図るために

市民生活の基本となる安全で安心な都市生活、快適で潤いのある暮らしの基盤整備を図ります。

地域個性である都市と自然が融合した、魅力あふれる美しい都市の創出を進めます。地域文化財や地域民俗等の歴史と伝統を守り伝えながら、新たな歴史・伝統へとつなぐ基盤づくりを進めます。

(2) 具体的な施策の内容

安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備

【施策の目標】

地域社会で日々の暮らしをすごすとき、安全と安心が確保されていることが第1に重要です。特に安全神話が崩壊し、社会秩序が失われるときに、信頼を基礎にした安全な地域社会の形成が求められています。また、環境の悪化などによる異常気象などの自然災害、交通手段の発達などによる交通災害などの人工災害など、各種の災害を未然に防止することとともに、災害による被害の軽減や、災害にあったときの救命・救急など危

機管理対策の充実が必要です。さらに、防災に関する情報がネットワークされていると共に、それらの情報を活用して救命・救急活動などを迅速に展開できる環境の整備が必要です。

第2に、自然と調和した快適空間が確保されていることが重要です。特に生活道路と上下水道は、快適な都市生活の基盤であり、災害時のライフラインとしても確保すべきものでもあり、将来にわたって、その必要性和経済性を見極めながら整備することが求められています。これらの整備にあたっては、これまで進めてきた都市基盤整備の方向性や整備状況を踏まえながら、新たな市域として一体的な都市基盤の整備・生活基盤の整備が求められています。そのために、新市域内の各地区(旧市・町)を結ぶ域内幹線道路の整備、総合的な上水道の整備や生活排水処理、衛生的な生活環境づくりを進めます。

また、自転車道や歩行者道など環境負荷が少ない移動手段の利用促進や、高齢者や子ども、障害者などの利用者の視点にたったユニバーサルデザイン(注1)の都市整備を進めることが、質の高い誰しものが求める快適空間の整備にあたっては必要です。

新市建設にあたっては、安全で快適な暮らしの基盤整備を図るとき、市民の信頼と協力に基づく安全・安心な社会の実現と、自然と調和した質の高い快適都市空間の整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

救急・消防体制の整備など総合防災ネットワークの整備を図るとともに、市民との協働による自主防災体制の推進に取り組みます。

交通安全対策や、夜間や高齢者の安全などの防犯対策を進め、身近な日々の暮らしの安全確保に取り組みます。

足元道路や幹線道路などを整備し交通渋滞を解消するとともに、総合的な生活排水処理の推進や皆水道に向けた上水道の整備に取り組みます。

快適な歩行空間や、自転車を利用しやすい環境の整備などを進めるとともに、ユニバーサルデザインの都市整備に取り組みます。

地域魅力を創出する美しい都市づくり

【施策の目標】

市民一人ひとりが豊かさを実感するのは、暮らしに喜びがあるときです。それは単なる暮らしの利便性や利己性とは異なり、自然との調和や人々との共生の中にあるものです。自然と調和した地域の美しさが、その地域の魅力を生み、その地域に暮らす喜びを生み出すのです。地域の美しさとは、一般的な美しさ、借り物の美しさではなく、その地域の歴史や自然からにじみ出たものです。そして、暮らしの喜びは、地域の魅力、地域の美しさとともにあるものです。これからの都市にあっては、地域にふさわしい美しい都市が求められています。

また、地域の美しさは、市民自らが、暮らしの中で継続して守り育てるものです。日々の暮らしの中で美しいと感じる心を育て、その感動を行動に移すことが美の創出につな

がるのです。これからは、地域の美を感じ、守り、育てる暮らしを実践することが求められています。

新市建設にあたっては、新市の豊かな自然である水や緑を都市の暮らしに取り込み、自然と調和した都市生活空間を形成することに取り組みます。その一環として、緑豊かで市民の生き生きした語らいが聞こえる公園整備や、四季折々の自然を身近に感じる街路樹が植栽された道路整備を進めます。

また、都市景観については、新市のシンボルである筑後川や耳納山系などをランドマークとして活用し、新市全体をトータル的にデザインした都市景観形成を図るとともに、地域地域の特性に応じた地域特有の都市景観の形成に取り組みます。特に、森林は緑のダムであり、貴重な緑の宝庫でもあります。しかしながら、近年の林業の衰退は森林の未整備を招き、美しい緑の宝庫は荒れようとしています。森林は地域のシンボルであり、地域の原風景でもあります。この森林を地域の里山、市民の森として都市づくりに活かします。

また、これらの地域の美を活かした都市づくりを進めるにあたっては、市民一人ひとりの意識と活動が鍵です。市民が地域の美を共有化し、共通の財産として、自ら継続して美を守り創出する取り組みを促進します。

【重点的取り組み】

水の光景など水を活かした都市、緑の光景など緑を活かした都市、花と緑の都市づくりなど市民と協働した都市など、自然と調和した美しい都市づくりに取り組みます。新市全体を含む広域の都市景観づくりとともに、新市全体の都市景観や、地域ごとの特性に応じた都市景観づくりに取り組みます。

歴史と伝統を未来につなぐ都市づくり

【施策の目標】

新市は、古くから拓け発展してきた結果、古墳群、国府跡、歴史的街並み、古文書、神社仏閣、史跡など歴史的な遺産が数多くあります。全国的にも希少価値がある文化財として残されてきたこれらの歴史的な資産は、先人たちの営為を今日に伝えるものであり、将来に向かって大切に守り伝えていく地域の共通財産です。特に、これからの都市づくりにあっては、その行為を単に過ぎ去るものとするのではなく、積み重ねるものとするには、しっかりと受け止める基礎となるものがが必要です。その基礎となるものが、その都市における歴史に対する意識であり、歴史的な都市アイデンティティを構築する歴史遺産です。また、歴史から紡ぎだされた伝統行事であり、歴史の精化である民俗文化です。

新市建設にあたっては、過去の記録である歴史を大切にし、未来の創造へつなぐために、文化財をはじめとする歴史的資産を活かした都市づくりを進めます。

【重点的取り組み】

地域の歴史を大切にし暮らしに活かすため、国県などの協力の下に、国指定史跡をは

はじめとする地域の文化財を保護・活用するなど、郷土歴史として継承します。

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
防災体制の整備・充実	市民の安全を守るために、新市域を統合した防災情報ネットワークを構築するとともに、新市としての救急・消防防災の拠点整備に取り組みます。
総合的な生活排水処理の推進	生活環境の改善と水質保全を図るために、新市全体の効果的・効率的な生活排水処理を目的に、地域特性に応じた生活排水処理事業(公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など)を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
総合的な上水道の整備	新市域内に良質な水を効率的に安定して供給するために、配水管網の見直しによる再整備や未給水地域への配水管敷設など一体的な水道事業の確立に向け、計画的な施設整備を行います。
衛生的な生活環境の整備	し尿収集業務の円滑化を進めるとともに、それらのし尿の適正かつ効率的な処理を図るため、施設の整備・充実を進めます。更には、将来を展望しながら斎場の周辺の環境整備を含めた整備に取り組みます。
快適な居住空間の整備	質の高い居住空間の整備と地域社会の定住性の向上を目的に、公営住宅の計画的な整備を、市民ニーズに基づき年次的に進めます。
域内幹線道路等の整備	新市域内の円滑な交通環境を整備するために、地元の協力の下に、計画的な域内幹線道路の整備等を進めます。
美しい都市空間の整備	美しい都市空間を構成する緑あふれる公園や水と親しむ公園等、地域特性を活かした身近な公園を、計画的に整備します。

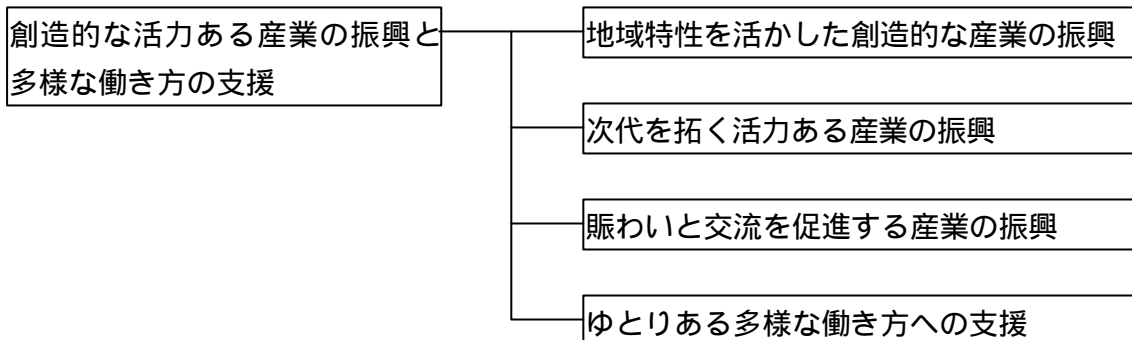
注1 ユニバーサルデザイン：できる限りすべての人に利用可能なように、製品、建物、空間をデザインすること。

第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策

(1) 施策の概要

新市の一体的な都市づくりにあたって、暮らしを支える雇用の場であり、都市発展の源泉でもある都市生産力の充実を図るために、1次から3次までの産業を振興するとともに、多様な働き方が選択できる労働環境の整備を推進します。

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感できるためには、経済的な裏打ちとしてその糧が保障されていることが必要です。そして、生産活動に携わることは暮らしの一部であるとともに、都市の重要な機能の一つでもあります。農林水産業を中心とする都市、工業を中心とする都市、商業を中心とする都市など、都市はその中心となる産業によって分類されます。時代の進展につれて産業が高度化し、産業技術が発展します。そして、時代に対応した産業の盛衰が、地域の経済活動の中心である都市の盛衰に大きく影響します。都市と産業は分かち難く結びついています。

21世紀においては、大量生産、大量消費の生産中心の成長型社会から転換し、資源の制約や環境との共生による持続的な経済社会を旨として、地域特性や地域資源を活かした産業振興が求められています。また、雇用の場の確保とともに、多様な働き方ができることが重要になります。これからは、時代の将来を見極めながら、多様な暮らしかたを踏まえた、新たな視点での産業振興が必要です。

そのためには、1市4町の地域特性である農業を核とした産業、自然を活かした産業などの内発的な産業振興を図ります。また、将来的に発展性の高い産業振興を図るために、地域資源を見直しながら、新産業技術の導入など戦略的な産業振興を進めます。さらに、多様な働き方が選択できる環境整備を進めます。また、福岡都市圏などとの交流を進めるなど、大規模都市圏のエネルギーの導入・活用に取り組みます。

〔施策の方針〕

創造的な活力ある産業の振興と多様な働き方の支援するために、地域特性である農(農業や緑)を核とした産業振興など、地域資源や地域特性を活かした産業振興を進めます。

地域の潜在的な資源の活性化を図り、高付加価値型の将来を展望した戦略産業の誘致・創出を進めます。

本地域の特性である自然や歴史の豊かさ、温かみのある人間性などを活かし、福岡都市圏などとの交流を促進します。

生き活きた情報や、多様な都市魅力による賑わいづくりを進め、商業の振興を図ります。

高度情報化や産業形態の多様化に対応したS O H Oやコミュニティビジネス等多様な雇用の場の創出に努めるとともに、ワークシェアリングなど多様な働き方が選択できる環境整備を促進します。

(2) 具体的な施策の内容

地域特性を活かした創造的な産業の振興

【施策の目標】

持続的な経済社会の形成にあっては、一方向型の大量生産の産業から転換し、その地域の再生可能な資源や特有な技術を活用した地域産業の確立が求められています。また、これまでの専ら経済効率性だけを追求した集中型産業から、環境との共生やリスク分散等総合的な効率性に基づく分散型産業への転換などが求められています。これからの時代は、環境負荷の低減を図り、持続的な経済社会づくりを進めるため、新たな視点から生産・流通技術や資源を活用した産業の創出が求められています。

新市は、豊かな水と緑や平坦な地形などの恵まれた自然資源、古くからの農業技術や地場産業など技術資源、新たな産業分野や生産技術を開拓してきた先取性や創造性に富んだ人的資源など多くの資源に恵まれています。これらの資源を精錬し活用し、地域産業を新たな時代にふさわしい産業として発展させることが求められています。

第一に、地域特性を活かした農業の振興にあたっては、農業に対する認識や魅力性が高まっていることを背景に、産業としての付加価値の高い、生産性の高い農業に取り組む担い手、それらの専門的担い手を支援するサポーターとしての担い手、楽しみとして農業に取り組む担い手など多様な担い手の育成を進めます。

また、食は生命の源であり、豊かな暮らしを支えるものです。食の安全性や本来の食味が、問われ求められています。その土地特有の食材や伝統食を、その土地の風景や時間の中でゆっくりと味わうスローフードが、新たなライフスタイルとして提案されています。食と農の距離が遠くなりつつある今、食と農の豊かさを身近なものとするために、その土地で生産したものを、その土地で消費する地産地消や、生産者と消費者の交流を進めるとともに、環境負荷が少ない環境保全型農業など自然にやさしい農業の確立に取り組みます。

さらに、農業の付加価値や生産性を高めるために、生産基盤の整備、農産物のブランド化などの流通市場への対応、農業経営の高度化などに取り組みます。

特に、新市は国内でも屈指の植木・花卉の生産地です。また、椿やつつじなど地域特有の樹木や、昔から伝統的に高い生産技術を誇るなど、緑化産業に優れた地域です。この緑化産業を振興するとともに、緑と農のある都市としての魅力を重要な都市づくりの柱とします。また、森林の多様な公益性を大切にし、再生可能で人にやさしい木材の活用などを進め、地域の森林資源を活かす取り組みを進めます。

第二に、地域特性を活かした地域産業の振興にあたっては、これまでの伝統技術や地

域資源を活かした地場産業の振興を図るとともに、起業家精神を活かした創業や高付加価値型産業化を旨とする中小企業の振興に取り組みます。特に、これからの産業においては、製造だけではなく、製造品を利用した生活の提案など、ハードとソフトを共に提供することが求められています。このため、市場動向に基づく商品企画などのマーケティング能力や、コスト管理リスク管理等の金融能力など経営全般にわたって、企業が主体的に企業力強化を図る取り組みを促進します。

また、福岡県生物食品研究所などの研究機関や、久留米大学をはじめとする高等教育機関などの学術研究資源を活用するとともに、産学官の効果的な連携を進めて、知的資源を活用した新事業分野への地域企業のチャレンジを促進します。

【重点的取り組み】

新市の特性である緑化産業を振興します。

環境保全型農業などの自然にやさしい農業に取り組みます。

都市と農村の交流や食と農の交流を図る取り組みを進めます。

産学官連携による高付加価値型産業の振興に取り組みます。

次代を拓く活力ある産業の振興

【施策の目標】

21世紀にあっては、地域産業の振興を図るとともに、新たな視点からの産業の創出や、波及効果を見据えた新産業の誘致が求められています。特に、これからの時代ニーズに対応した有望な市場性を有し、科学技術の高度化による先進的な産業技術を活用した、IT産業、バイオ産業、医療介護産業、保健福祉産業などの戦略的分野における産業創出・産業誘致が、地域の未来にとって重要な課題となっています。特に、これからのサービス経済化や情報・通信技術の進展によるソフト経済化時代に対応したコンテンツ産業(注1)や、21世紀の経済社会を支える基盤的技術であるバイオテクノロジー(注2)を活用したバイオ産業の育成が必要です。

新市にあっては、地域資源の活用を図りながらも、地域の未来への投資として、戦略的新産業分野の技術、人材の導入、企業誘致を進めます。そのために戦略的産業にふさわしい環境を整備した産業団地整備を進めるとともに、産業立地促進支援施策をはじめとする企業誘致促進施策を進めます。

また、地域の学術研究資源のみならず多様な知的資源を活用し、地域の次代を担う新技術、新産業の創出や、新規事業化などに取り組みます。

【重点的取り組み】

メディカルバイオやアグリバイオなどバイオ産業創出の取り組みを進めます。

情報通信分野、保健福祉分野、バイオ産業分野など戦略産業分野の企業の誘致に取り組みます。

賑わいと交流を促進する産業の振興

【施策の目標】

経済や社会の成熟化にともない、消費行動が多様化するとともに、単に物をきれいに展示し安く売る商品販売型から、商品を利用した暮らしを提案する生活提案型の商業へと移行しています。商業は情報を通して、娯楽や生活サービスなどの情報・サービス産業を含めた、都市の暮らしに必要な都市型産業へと転換しています。

また、都市づくりにあって、郊外への無秩序なスプロール化は、都心部の衰退を招いています。そして、都心部の衰退が都市全体の沈滞へとつながっています。これからの都市づくりにあっては、長年にわたって蓄積された都心部の都市資産を活かすことが求められています。賑わいと情報を求めて都心部へ回帰した人々が、そこで出会い、語り、交流する中で情報が生まれ、都市を舞台とした市民一人ひとりの暮らしの物語が紡がれる、21世紀の都市ストーリーの場となる都心部の再生が求められています。そしてその都心部の活気を、都市全体へと波及していくことが重要です。さらに、地域社会にあっても、高齢者や子どもなどの日常的な生活にとって重要な地域商業は、語らいの場であり情報交換の場です。

一方、それぞれの地域で紡がれ語り継がれる都市物語が、他の地域に暮らす人々にとって魅力的であるとき、多くの交流が生まれます。そしてその交流は、都市物語に新たな魅力を付け加えます。また、グローバル化や情報・通信技術の高度化は、都会での生活を24時間化し自然のリズムと異なったものにしています。さらに、都会の住民密度の高さが利便性や市場性を高めるとともに、一方ではストレスや日常的な疲労感・繁忙感などをもたらしています。これらは、都会から離れて、自然に出会い、自然に身を浸し、自然と語らうなかで、自然のリズムを取り戻すとともに、自然と調和した暮らしの中で心身ともに癒しや潤いを感じる時間を重要なものとしています。

新市建設にあたっては、都市魅力の核となる都心部の再生に取り組むとともに、地域商業の活性化を進めます。

また、新市の水と緑豊かな自然や、自然に彩られた風景、自然と調和した暮らしなど多様な地域魅力を発信するとともに、観光・コンベンションなどを通して、福岡都市圏をはじめとする周囲の地域との交流を促進します。

【重点的取り組み】

都心部の活性化を図る取り組みを進めます。

地域商業の活性化を図ります。

都市圏との交流の促進に取り組めます。

ゆとりある多様な働き方への支援

【施策の目標】

市民一人ひとりが豊かな暮らしを実感するにあたって、労働の質が問われるとともに、雇用の確保・安定が大切です。特に産業技術の発展や産業分野の変化のスピードが速く、新たな職業能力の取得が求められるとき、労働需給のミスマッチによる失業が発生します。それらの労働環境の変化に対応できなかったときに、再び新たな職業能力を取得し

出直すことができる環境が必要です。

また、社会環境の変化にともない保健福祉などの市場ニーズが拡大するとともに、新たな産業分野として、コミュニティビジネス(注3)やパブリックビジネス(注4)等が発生しています。これらの産業分野の増大・発生は、情報・通信技術の発展などと相俟って、SOHO(注5)、ワークシェアリング(注6)、フレックスタイム(注7)など、暮らしと労働が調和した新たな労働形態による働き方をもたらしています。

新市建設にあたっては、これらの雇用環境の変化に対応し、ゆとりある多様な働き方を選択できる環境の整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

職業能力の充実を図る施策に取り組みます。

新たな産業分野にふさわしい多様な労働形態を選択できる仕組みの構築を旨とします。

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
地域農業の振興	地域農業の振興を目的に、地元で生産された安全で新鮮な農産物を、地元で安心して購入し消費できる地産地消を推進するため、特産品を展示即売する施設等の総合的な地域農業振興の核となる施設を、国県や農業協同組合等との連携を図りながら、計画的に整備します。
農村環境の整備	地域が自ら考える個性ある農村振興が図れるよう、地域住民の参加の下に総合的な農村環境の整備を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
戦略的産業の誘致	次世代の戦略産業など産業誘致を推進するために、地域ポテンシャルなどを踏まえ、工業団地の計画的整備を進めます。

注1 コンテンツ産業：「内容」の意味で、映像や音楽、ソフトウェア等デジタル化された情報の素材の制作・提供に係る産業。

注2 バイオテクノロジー：生物またはその機能を利用あるいは模倣する技術。生命工学、生物工学。

注3 コミュニティビジネス：地域住民が、地域の問題解決を行う上で、地域内の資源を活用しながら、継続的に展開するビジネス。

注4 パブリックビジネス：公共サービスの内、民間が取り組むことが可能な分野の産業活動。

注5 SOHO：自宅等に小さなオフィスを開き、パソコンでインターネットに接続して行うビジネス。

注6 ワークシェアリング：労働者一人当たりの労働時間を減少することで、雇用水準を維持する手段。

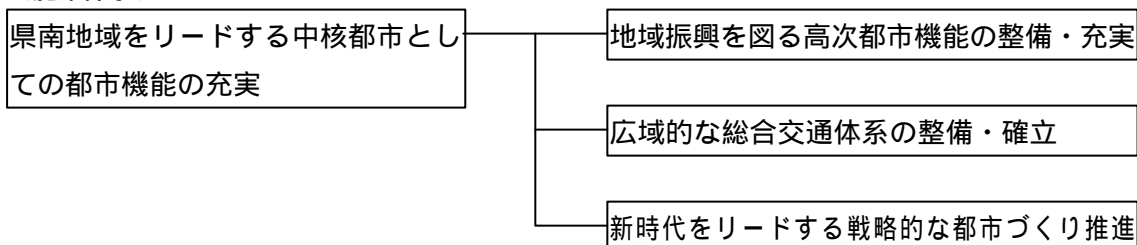
注7 フレックスタイム：所定の労働時間内で、出退勤時間を自由に選択できる方式。

第4節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策

(1) 施策の概要

新市の一体的な都市づくりにあたって、福岡県第3の都市圏として圏域人口約90万人の県南地域の中心都市として、更には周囲の地域である佐賀県東部などを含む150万人の都市圏の中核都市として、高次の都市サービスを提供し、県南地域の発展をリードする都市機能の整備・充実のために、総合的な交通体系の整備や、拠点機能の充実を図る情報基盤や高度医療機能などの充実を進めます。

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

21世紀においては、我が国は多極分散型の国土形成を旨とすることとしています。それぞれの地域が、地域特性に応じた魅力ある圏域を構築することが求められています。しかしながら一方では、東京や地方中枢都市への一極集中は続いています。その結果、一定の市場規模を必要とする文化・産業などの面でも、一極集中化は顕著です。今後、少子・高齢化が進み、人口減少社会が現実のものとなる時代にあっても、その傾向は続くものと想定されますが、片一方では集中化の弊害もより顕著になると考えられます。新たな時代にあっては、一極集中の弊害を防ぎながら、中枢都市との機能分散と連携によるネットワーク化をはかり、多極分散型の魅力ある圏域づくりを着実に進めることが重要です。

新市建設にあたっては、県南地域を中心とする筑後圏域を魅力ある圏域とするために、自然と都市が調和した圏域の中核都市として、保健・福祉・医療・教育などの高次都市機能を充実することが必要です。そのため、新市の都市規模に応じた都市制度である中核市への移行をベースに、高次都市機能の整備・充実や、広域的な交通体系の整備・確立を推進します。また、新時代をリードする戦略的な都市づくりとして、地域特性を活かした先進的な都市づくりに取り組みます。

〔施策の方針〕

自然と都市が調和した魅力ある県南地域づくりをリードする中核都市としての都市機能の充実を図るために、

県南地域における高度教育・高度医療等専門的サービスの拠点機能の整備・充実を促進します。

広域から新市への円滑な移動や、新市における道路網との結節機能の充実を図るなど広域的な視点からの総合交通体系の整備確立を推進します。

全国的にも誇れる新市の都市魅力の創出を図るために、中核市へ移行し地域資源や特性を活かし医療福祉都市、情報化都市など先進的な都市づくりを進めます。

(2) 具体的な施策の内容

地域振興を図る高次都市機能の整備・充実

【施策の目標】

魅力ある圏域づくりには、その地域に特有な歴史や自然、人々の暮らしを活かす地域性とともに、暮らしの安全や豊かさに欠かせない文化、商業、娯楽、医療や教育を確保する専門性の両面が必要です。特に、日々の暮らしに直接結びつく基礎的な都市サービスとともに、緊急な場合や専門的なサービスを必要とする場合の高度医療・教育などの高次の都市サービスが整備されていることは重要です。

新市建設にあたっては、自然と調和した魅力ある圏域づくりを目ざして、高度医療や高度教育等の専門性を確保するために、高次都市機能の整備を促進します。また、これらの高次都市機能サービスを日々の暮らしに有効に活かすために、ネットワークの構築に取り組みます。また、物流や文化などの広域拠点機能に必要な、都市施設の計画的な整備を図るために、地域ストックを活用した都市計画に取り組みます。

【重点的取り組み】

広域拠点機能形成プロジェクトに取り組みます。

高度医療や高度教育機能を活かした都市づくりに取り組みます。

広域的な総合交通体系の整備・確立

【施策の目標】

これからの多極分散型の国土形成にあたっては、地域特性を發揮した都市圏が、相互に機能補完しネットワーク化する必要があります。そしてそれらのネットワークが、有効に機能するためには、都市圏間の交通アクセスが円滑に行われる必要があります。また、都市圏内においても、中核都市機能の有効活用などの視点からの交通アクセス整備が必要です。

さらに、これからの人口減少社会にあっては、交流人口の増加が求められています。これらの交流促進にあっても、広域的な交通体系の整備が重要です。また、それらの交通体系が、広域拠点機能や高次都市機能サービスを効果的・効率的に活用する都市内の交通体系と、整合して整備されることが必要です。

特に、これからの広域的な交通体系整備にあたっては、鉄道やバスなど環境負荷が少ない、定時性、安全性、経済性に優れた公共交通の活用が求められています。そのため、

公共交通の利便性の向上を図るとともに、パークアンドライド(注1)や駅前広場などの公共交通結節機能の強化を図り、鉄道とバスや公共交通と自動車などの総合的な交通体系を整備することが必要です。

新市建設にあたっては、県南の中核都市機能を発揮するために必要な、総合交通体系の整備を進めます。特に、新市としての一体性を形成するために欠くことができない、東西及び南北の幹線道路、それらの幹線道路間を結ぶ環状道路の整備を推進します。また、九州新幹線、JR鹿児島本線、久大本線や西鉄天神大牟田線、甘木線などの鉄道や公共バス等の公共交通機関の活用を進めるため、それらの増便増発や新駅の設置、駅前広場の整備をはじめとする交通結節機能の強化などの利便性向上に取り組みます。

【重点的取り組み】

東西及び南北の幹線道路及びそれらをつなぐ環状道路の整備に取り組みます。

JR久大本線の新駅設置や増便増発に取り組みます。

九州新幹線久留米駅などの交通結節機能の整備に取り組みます。

新時代をリードする戦略的な都市づくり推進

【施策の目標】

久留米広域合併により実現する新市は、都市規模が30万人を超え、人口及び行政区域ともに中核市の要件に該当することとなります。

中核市に移行すると、民生部門を中心に住民福祉に関する多くの権限が移譲されます。また、これからの分権型社会にあって、中核市は先進的なモデル都市としての役割を期待され、ますます制度充実を図る方向が示されています。

特に、これからの都市づくりにあっては、地域特性を活かした魅力ある地域づくりが求められています。魅力ある地域づくりにあたっては、他の地域にはないその地域固有の魅力形成が重要です。また、それらの魅力が新たな時代にふさわしいものであることが重要です。地域は多くのもので成り立っています。地域魅力を創出するためには、地域が地域全体として取り組む必要があります。

新市建設にあたっては、中核市への移行をベースにしながら、地域資源や特性を活かした魅力ある都市づくりとして、自然と調和した未来が生まれる都市、豊かな暮らしが実感できる都市を目ざします。そのために必要な施策として、特に先進的に取り組むものを戦略テーマとして掲げ都市づくりを進めます。その一つとして、中核市移行に伴い整備される保健所を核として、地域に豊富な医療資源を活用した都市の実現に取り組みます。また、高度情報化に対応し、福岡ギガビットハイウェイ(注2)などを活用しながら、地域情報基盤の整備を図るなど、高度情報都市の実現に取り組みます。

【重点的取り組み】

医療資源を活かし、これからの時代をリードする医療福祉都市の実現に取り組みます。高度情報都市の実現に取り組みます。

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
公共交通網の利便性の向上	公共交通網の利便性の向上のために、新幹線久留米駅へのアクセス機能の強化、既存駅の交通結節機能の強化を図る駅前広場の整備、久大本線などの新駅の設置などを、事業者との連携のもとに、計画的に進めます。
広域幹線道路の整備	国県との連携を図りながら、新市と周囲の都市圏とのアクセス強化を図る広域幹線道路網の整備を、計画的に進めます。

注1 パークアンドライド：郊外駅で駐車し鉄道などの公共交通機関に乗り換えて中心部へ向かう移動方式。

注2 福岡ギガビットハイウェイ：福岡県が設置している高速・大容量の通信回線で、県内の企業、団体等のIT活用を目的に無料で提供している。

第5節 新市の行財政経営の整備を図る施策

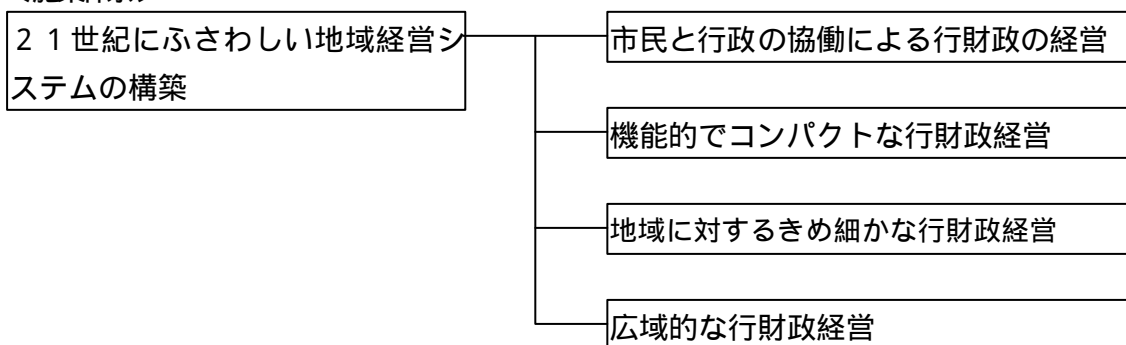
(1) 施策の概要

新市の一体的な都市づくりにあたって、行財政経営を効果的かつ効率的にする必要があります。効果的な行財政経営とは、都市づくりを進めるにあたって、その目ざす方向が市民の支持を得ているかなど、都市に暮らす市民を視点とするものです。効率的な行財政経営とは、都市づくりを進めるにあたって、その実現手法が高い生産性かなど、自治体の行政サービスの提供方法を視点とするものです。

また、行政サービスの提供にあたっては、地域や地域住民の実態を把握し、それらのニーズに的確に対応するなど、地域に対するきめ細かなサービスを提供できる体制整備がますます重要になります。

さらに、広域的な都市づくりに対応した行財政経営を確立する必要があります。そのためには、都市づくりの方向が周囲の圏域の人々から支持されるとともに、機能補完による効率的な都市サービスの提供体制整備が必要です。

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

21世紀は、分権型社会の実現により、自己決定・自己責任の原則に基づいた都市づくりが求められています。また、市民の価値観の多様化や市民意識・活動の成熟化に伴い、市民参画による都市づくりが求められています。さらに、世界的に自治の原則として広く受け入れられている補完性の原理に基づき、より身近な住民自治組織が権限と責任を担う、域内分権の取り組みが進んでいます。これらの住民自治の充実と自律的な都市づくりの時代にふさわしい、地域経営システムを確立する必要があります。

新市が目ざす都市の実現にあたっては、公共の役割を市民と行政が協働して担うことを基本姿勢として、市民自治を支援するとともに、機能的で効果的な行政経営を図る生産性の高い組織づくり等を進めます。特に、新市としての中核市への移行に伴い、新たな権限や財源の移譲に的確に対応し、市民サービスの向上を図る組織整備に取り組みます。また、従来の一極集中型から、分散型、ネットワーク型の地域経営へ転換し、地域へのきめ細かな行政サービスを提供できるシステムづくりを進めます。更には、ますます広域化する住民や事業者の活動やグローバル社会化に対応し、広域的な視点からの行財政経営を進めます。

〔施策の方針〕

21世紀にふさわしい地域経営システムを構築するために

市民と行政の役割分担の新たなあり方を踏まえて、住民自治の充実に必要な施策に取り組みます。

厳しい行財政環境を踏まえて、人材や都市ストックの活用等コンパクトな行財政経営を進めます。

域内分権の推進を基本に据え、分散型、ネットワーク型の行財政経営の実現を進めます。

広域的な対応による行財政の効率化や、広域行政ニーズへの対応など広域行政を推進します。

(2)具体的な施策の内容

市民と行政の協働による行財政の経営

【施策の目標】

これからは、市民と行政の協働による都市づくりが求められています。協働の都市づくりの基盤となるのは、市民の参画を進めるとともに、行財政経営の透明性を高めることです。

市民の参画を進めるにあたっては、第1に行財政情報の共有化が必要です。特に、昨今の厳しい地方財政状況下においては、行政サービスの何を優先し何をしないかを判断し決定することが求められています。そのためには、受益と負担の関係を明らかにし、何処までを行政が担うか共通認識化することが求められています。第2に、開かれた地

域経営システムにすることが必要です。都市づくりにあたって、市民自身が判断し決定する機会や、自らが取り組む場が求められています。特に、地域づくりの主体的な取り組みであるコミュニティ活動を活性化することは、これから重要となる域内分権を実効あらしめるものとなります。その意味から、地域主体の活動を支援することが重要です。

また、行財政経営の透明性を高めるにあたっては、情報公開を積極的に推進していくと同時に、個人情報の保護が必要です。そのためには、行政情報は市民の共通財産であるという意識の確立と情報の適切な管理が重要です。また、行政事務のOA化や、インターネットの普及などにより、個人のプライバシー侵害などが懸念されます。個人情報の保護は、個人の尊厳を守るものであるとの意識を確立し、個人情報保護制度の的確な運用を図ることが大切です。

【重点的取り組み】

協働の仕組みづくりの基本となる、公民役割分担の徹底に取り組みます。

広報紙やホームページなど多様な情報手段を活用した情報提供に取り組みます。

地域主体の活動を支援します。

機能的でコンパクトな行財政経営

【施策の目標】

生産性が高いコンパクトな行財政経営を進めるためには、第1に効率的な行財政運営が必要です。そのためには、公民の役割分担を明確にしながら、社会環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を図ることが重要です。また、公が担う役割に応じて、アウトソーシング(注1)を始めとする民間活力の導入を進めるとともに、バランスシート(注2)の活用など民間経営管理手法の導入による効率化を図ることが大切です。特に、情報通信技術の高度化に対応した電子自治体の構築は、行政サービス提供にあたって時間や距離の垣根を低くし、市民サービスの向上に直接結びつくとともに、行財政経営の効率化ももたらすものであり、自治体内の情報ネットワーク整備を積極的に進めます。

また、新市として中核市に移行するにあたっては、新たな権限や財源の移譲に的確に対応しながら、それらの権限・財源を効果的に活かした市民サービスの向上が求められています。そのために必要な組織整備に、計画的に取り組みます。

第2に、分権型社会にふさわしい人材の育成が必要です。特に、これから高度化多様化する住民ニーズに的確に応えるためには、政策企画能力などの創造性と、地域行政への熱意が大切です。そのために、職員の主体的な能力育成を促進するとともに、職員研修など専門的な能力形成に取り組みます。

第3に、計画的に行政を進めることが必要です。社会環境の変化に対応しながら、限られた資源を的確に活用し、都市づくり目標を実現するには、その目標を明確に示すとともに、一貫かつ継続して取り組む計画を策定し、その計画を着実に実施することが求められています。そのために、新市としての総合計画の策定及び進行管理に取り組みます。

【重点的取り組み】

行財政改革に取り組みます。

新市の公共施設を中心に光ファイバー網の整備を行い、一体的かつ均等な行政サービスの提供に取り組みます。

地域に対するきめ細かな行財政経営

【施策の目標】

1市4町の合併による都市規模や都市エリアの拡大に対応するとともに、分権型社会の実現を推進する域内分権の具体化が求められています。また、これからの都市づくりにおいては、分散型、ネットワーク型の都市形態とすることが必要です。これらの課題に対応するためには、地域の実態を十分に把握・収集し、それらのニーズを的確に反映することができる仕組みづくりが重要です。

また、仕組みづくりにあたって基本前提に据えておく必要があるのは、地方自治の今後の改革の方向として、住民自治の充実を目的に新たな制度整備が図られようとしていることです。

これらのことを基本認識として、域内分権の核となる総合支所的な機能を持つ組織整備を進めます。総合支所的機能整備の対象地域は、旧町エリアを対象とします。また、総合支所的機能整備においては、第1に、全市的な方針を踏まえながら、地域の実情に応じた行政サービスを一定の権限の下に、自ら企画立案・実施する権限を有する組織機能の整備を進めます。第2に、法令などの基準に基づき、統一された水準の行政サービスを、地域的に実施する組織機能の整備を進めます。また、それらの機能にふさわしい施設整備を進めます。

さらに、総合支所的機能を有する組織を、新市として一体的に支援・統合する行政システムの整備を図ります。

【重点的取り組み】

総合支所的機能を有する組織を整備するとともに、新市としてのネットワークづくりに取り組みます。

広域的な行財政経営

【施策の目標】

21世紀社会は、グローバル化の進展や、高度情報化、モビリティの向上など住民活動や事業活動がますます広域化します。それらの広域ニーズに対応し、周囲の自治体と連携を取りながら広域行政サービスの提供を進めます。

また、将来の地方自治制度の動向を展望しながら、県南地域や福岡県、九州の将来を見極めて、これからの新市のあり方を検討することが必要です。

【重点的取り組み】

広域的な事業展開の検討に取り組みます。

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
総合支所の整備	旧町を対象として、域内分権の核となる総合支所的機能を有する施設整備を、計画的に整備します。
電子市役所の構築	情報通信技術を活用し、新市の中での均等な行政サービスの確保を進めます。また、電子市役所の構築により、行政運営の質の転換を図るとともに、市民が身近な所で何時でも行政サービスが受けられる環境を計画的に整備します。

注1 アウトソーシング：事業活動のある部分を外部に委ねること。

注2 バランスシート：貸借対照表のこと。

第4章 新市における福岡県事業の推進

福岡県との協議を踏まえて記述します。

第5章 公共的施設の適正配置と整備

地区整備の基本方針を踏まえながら、その実現を図るために必要な総合支所的機能の整備に取り組むこととします。

総合支所的機能整備にあたっては、現在の旧町役場の庁舎や敷地等を活用しながらも、今後の、新市全体としての地区整備の基本方針の下に、公共施設の配置等を視野に入れて、機能にふさわしい施設整備を進めます。

また、今後新市建設を進めていくなかで、住民福祉の向上に配慮しながらも、公共施設の適切な配置や整備を検討していきます。

第6章 財政計画

財政計画については、現在財政調整会議において、平成14年度決算に基づき、長期財政推計の作業を進めている所です。この作業結果を踏まえて、財政計画を記述することとしています。

〔財政計画策定の基本方針〕

合併に伴う国・県の財政支援措置や合併特例債を最大限に活用することを前提に、合併による歳出削減効果、行政サービス水準の向上による行財政需要の増加等、新市建設計画に基づき将来の発展をみざす行財政の投資額を考慮し、長期財政計画を策定しています。また、本計画策定にあたっては、新市として、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本に置き、10年間を対象期間としています。

また計画策定にあたっては、次の2点に留意した計画とします。

第1に、短期的な合併直後の行財政運営の指針として、合併効果を高める事業を優先的に実施することを踏まえた財政計画とします。

第2に、長期的な行財政運営の指針として、地方を取り巻く厳しい財政環境を認識し、歳入・歳出両面において過大な見積もりを排し、自立する都市財政経営を旨とする財政計画とします。

〔財政計画の記述項目〕

1. 財政計画の基本的考え
2. 財政計画策定の基本与件(推計の条件)
3. 総務省マニュアル及び先進事例に準じて歳入・歳出別に推計した結果

歳 入

区 分	平成17年度	平成18年度	・・・	平成26年度
市 税				
地方交付税				
・				
・				
地 方 債				
合 計				

歳 出

区 分	平成17年度	平成18年度	・・・	平成26年度
人 件 費				
扶 助 費				
公 債 費				
・				
・				
普通建設事業費				
合 計				

結

論

最 後 に

私たちは、これからの時代を展望する時、新しい地域のカタチを実現し、歴史に新たな一ページを加える取り組みに、勇気をもって歩み出す必要があるとの思いから、新市建設計画を策定しました。

「古い時代の理念と制度では、新時代の新しい問題に直面することができないばかりではなく、解決することができない。そういう認識で、この問題には取り組む必要がある。われわれは、新しい世界に生きているのであるが、同時に、そこには幾世紀前の判断と制度が残っている」という言葉があります。そして、この言葉に続いて、「古い起源と伝統を崇拝することも大切だが、新しい現代の問題に対処するためには、新しい理念と制度で対処する必要がある」と述べられています。現在、久留米広域合併協議会が取り組んでいる広域合併についても、同様の認識で取り組む課題です。これまでの各市・町の歴史も大切ですが、現代の合併という課題に対処するためには、新たな理念と、その理念を具体化する施策・事業が必要です。新市建設計画は、この新たな理念と、施策・事業を提示するものです。

久留米広域合併は、久留米広域地域の将来に向けて、その将来を魅力あるものとするために取り組みを進めてきました。新市建設計画の最初に、新市としての合併の意義を明らかにし、そのなかで都市経営の確立が最大の意義であるとし、将来的に、地域資源を活かしながら、地域の未来に投資し、自立し発展する都市づくりを目ざすこととしています。

久留米市出身の詩人丸山豊先生が作詞されました曲に、新市のシンボルとも言える筑後川を題材とした、「筑後川」という合唱組曲があります。その中の1節に

「大きな川は

かがやく活路をさがしだす

自然に育てられた愛が

筑後平野の

百万の生活のなかへ

歓喜の声をあげて走ってゆく

(略)

筑後平野の百万の生活の幸を

祈りながら川は下る」

というフレーズがあります。私たちは、筑後平野に暮らす30万住民の生活の幸を祈り、新市の実現を、歓喜の声をあげて迎えたいと願いながら、新市建設計画を策定しました。1市4町の住民の皆様が、本計画に描きました新市の都市像に共感され、共にその実現へと歩み出されることを期待します。

協 議

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について

新市建設計画(原案)に対する住民意見の募集について、別紙のとおり協議を
求める。

平成15年 9月 6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

「新市建設計画」(原案)に対する住民意見の募集について

1 目的

久留米広域合併協議会にて協議中の新市建設計画に関し、これまでもホームページや合併協議会広報紙等により広報してきましたが、新市建設計画の原案が一定まとまりましたので、さらに広く久留米広域合併協議会を構成する地方自治体(以下「協議会自治体」という。)の住民等に公表し意見を求め、住民との情報及び認識の共有化を図るとともに、久留米広域合併の取り組みへの住民の積極的な参画の機会を確保するために実施するものです。

2 実施主体

久留米広域合併協議会(以下、「協議会」という。)が実施します。

3 計画原案の公表

計画原案は第9回広域合併協議会に提案する新市建設計画とし、その公表については下記によるものとします。

協議会のホームページに全文を掲載します。

公共施設等(協議会自治体の要望に基づく)に閲覧用資料を配備します。

4 募集の対象

住民意見募集の対象者は、新市建設計画の性格を踏まえ次に掲げる者に限定します。

協議会自治体に居住する者

協議会自治体内に事務所又は事業所を有する者

協議会自治体内の事務所又は事業所に勤務する者

協議会自治体内の学校に在籍する者

協議会自治体外居住者で、協議会自治体内に税を納付する者

5 「意見」の提出要領

住民意見の提出要領は、1件400字以内とし、氏名、年齢、住所、性別等を記載し、郵送、FAX、持ち込み等によるものとします。

6 「意見」への対応

提出されました意見の対応については、下記によることとします。

協議会において、提出された意見を計画原案に照らし、内容の修正を含め必要な対応を図る。

内容の修正があった場合は、修正箇所を公表(ホームページなど)する。

意見の提出者に対する個別の回答は行わない。

7 実施時期

10/3～10/17...予定

「郵送」による場合は、締切日の消印があるものまで有効とする。

8 広報

協議会の広報紙

ホームページ

FM放送

9 問い合わせ先

住民意見募集の問い合わせ先は、久留米広域合併協議会事務局(久留米市役所広域合併推進室)とします。

第 15 号議案

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

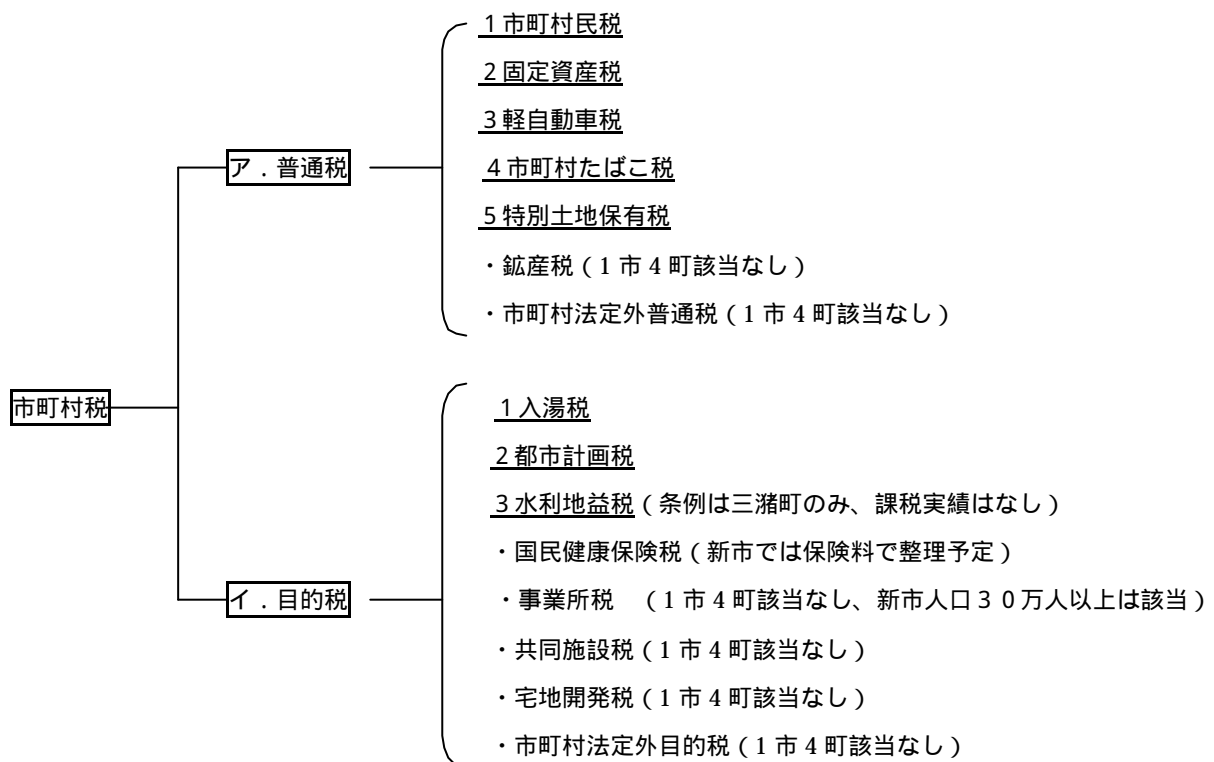
(別紙)

協定項目番号	8	協定項目名	地方税の取扱い
調 整 内 容			
<p>地方税については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 個人市民税は、現行どおり標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度は現行の税率を採用する。納期は、久留米市、城島町、三潴町の例により調整する。</p> <p>(2) 法人市民税の法人税割の税率については、制限税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度は現行の税率を採用する。</p> <p>(3) 固定資産税の税率については、現行どおり標準税率を採用する。納期は、久留米市の例により調整する。</p> <p>(4) 軽自動車税の税率については、現行どおり標準税率を採用する。納期は、久留米市、田主丸町の例により調整する。</p> <p>(5) 市たばこ税については、現行どおりとする。</p> <p>(6) 特別土地保有税については、現行どおりとする。</p> <p>(7) 入湯税の税率、納期については、久留米市、城島町の例により調整する。</p> <p>(8) 都市計画税の税率、納期については、久留米市の例により調整する。ただし、田主丸町、北野町、城島町、三潴町については、当該地域における都市計画(都市計画区域及び区域区分等)の見直しまでは、課税しないものとする。</p> <p>(9) 水利地益税については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(10) 前納報奨金制度、納税組合制度については、合併年度末までに廃止するものとする。ただし、廃止期日については、別途調整を行うものとする。</p>			

地方税の概要について

市町村税は、普通税と目的税に分けられる。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費にあてられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、たとえば、入湯税は、環境衛生施設などの整備などに要する費用に充てることを目的として課税される。



ア. 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が2,500円、その他の市町村が2,000円となっている。(久留米市が2,500円、4町は2,000円。)

なお、個人県民税の税率は1,000円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。(1市4町とも標準税率を採用。)

なお、個人県民税は、700万円までの部分が2%、700万円超の部分が3%である。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無に係わらず一定の金額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており(5万~300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。(1市4町とも標準税率を採用。)

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

(久留米市は制限税率、4町は標準税率を採用。)

【参考】

- * 標準税率：地方団体が課税する場合に、通常よるべきとして法定されている税率。
- * 制限税率：地方団体が課税する場合に、これを超えてはならないものとして法定されている税率。
- * 一定税率：地方団体が課税する場合に、必ずこれによるべきものとして定められた税率。

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は、1.4%、制限税率は、2.1%となっている。

(1市4町とも標準税率を採用。)

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、種別、総排気量などに応じ、一台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。(1市4町とも標準税率を採用。)

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は一定税率となっており、1,000 本につき 2,977 円（旧3 級品の紙巻たばこは 1,000 本につき 1,412 円）となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対してかかるもの）と取得分（土地の取得に対してかかるもの）の 2 種類がある。（一定税率であり、保有分 1.4%、取得分 3%）ただし、平成 15 年度より新規課税は停止している。

イ．目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備などに要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税する。

（久留米市、城島町に制度有り。久留米市のみ課税。宿泊 150 円・日帰り 30 円。）

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業の費用に充てられる目的税であり、都市計画区域のうち、原則として市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する。税額の算定方法等は、固定資産税と概ね同じであり、制限税率は、0.3%となっている。

（久留米市のみ課税。）

3 水利地益税

水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地又は家屋に対し、その価格又は面積を課税標準として、任意に税率を定め、水利地益税を課することができる。（1 市 4 町とも課税実績なし）

1市4町における納期一覧

	新市	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	
1 個人市町村民税	6/1～6/30 8/1～8/31 10/1～10/31 1/1～1/31	6/1～6/30 8/1～8/31 10/1～10/31 1/1～1/31	6/1～6/30 10/1～10/31 1/1～1/31	6/1～6/30 7/1～7/31 8/1～8/31 9/1～9/30 10/1～10/31 11/1～11/30 12/1～12/28 1/1～1/31 2/1～2/末 3/1～3/31	6/1～6/30 8/1～8/31 10/1～10/31 1/1～1/31	6/1～6/30 8/1～8/31 10/1～10/31 1/1～1/31	6/1～6/30 8/1～8/31 10/1～10/31 1/1～1/31
2 固定資産税	5/1～5/31 7/1～7/31 9/1～9/30 12/1～12/25	5/1～5/31 7/1～7/31 9/1～9/30 12/1～12/25	4/1～4/30 (又は5/1～5/31) 8/1～8/31 12/1～12/25	町県民税に同じ (10期徴収) ただし共有及び 町外居住者に かかるもの 4/1～4/30 (又は5/1～5/31) 7/1～7/31 9/1～9/30 11/1～11/30	4/1～4/30 (又は5/1～5/31) 7/1～7/31 12/1～12/25 2/1～2/末	4/1～4/30 (又は5/1～5/31) 7/1～7/31 12/1～12/25 2/1～2/末	
3 軽自動車税	5/1～5/31	5/1～5/31	5/1～5/31	4/11～4/30	4/11～4/30	4/11～4/30	
4 市町村たばこ税	翌月末日	翌月末日	翌月末日	翌月末日	翌月末日	翌月末日	
5 入湯税	翌月15日	翌月15日	-	-	翌月15日	-	

久留米市の都市計画税の納期は、固定資産税の納期と同一

1市4町における税率の状況

	新市	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
ア．普通税						
1 市町村民税						
a 個人均等割	2,500円 (合併年度及び5年度は 不均一課税採用)	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
b 個人所得割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
c 法人均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
d 法人税割	制限税率(14.7%) (合併年度及び5年度は 不均一課税採用)	制限税率(14.7%)	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)	標準税率(12.3%)
2 固定資産税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
3 軽自動車税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
4 市町村たばこ税	一定税率	一定税率	一定税率	一定税率	一定税率	一定税率
5 特別土地保有税	一定税率	一定税率	一定税率	一定税率	一定税率	一定税率
イ．目的税						
1 入湯税	宿泊 150円 日帰り 30円	宿泊 150円 日帰り 30円	-	-	宿泊 150円 日帰り 30円	-
2 都市計画税	0.3% 4町は当該地域の都市計画の 見直しまでは課税しない	0.3%	-	-	-	-
3 水利地益税 *	-	-	-	-	-	田畑1反歩に付き 200円以内

* 水利地益税は三潴町に条例上は制定されているが、課税はされていない。

第 16 号議案

情報公開に関する取扱いについて

情報公開に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	2 2	協定項目名	情報公開に関する取扱い
調 整 内 容			
<p>情報公開、個人情報保護制度については、新市においても合併時から実施することとし、久留米市の例を基本として調整し、統一を図る。</p>			

情報公開に関する取扱い

他市文例

- ・情報公開事業については、合併までに課題等を整理し、新市において制度化するものとする。
(さいたま市)
- ・新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。(周南市)

情報公開制度

総括的な方針・・・1市4町すべて既に情報公開条例を制定しているが、制度の中身については、より行政の透明性が高まる方向に、表現については抽象的なものからより具体的なものに、また費用負担等については実費相当の負担とする方向で調整する。

項目	調整内容	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潁町
実施機関の範囲	土地開発公社を含むことで統一	土地開発公社含まず	土地開発公社含まず	土地開発公社含まず	土地開発公社含む	土地開発公社含む
費用負担 (白黒コピーのみ抜粋)	10円 (実費相当)	10円	20円	10円	10円	20円
不服申立に係る処理期間 ・申立～諮問 ・諮問～答申 ・答申～決定	具体的に日数明示で統一 ・14日以内 ・90日以内 ・14日以内	・14日以内 ・90日以内 ・14日以内	・速やかに ・90日以内 ・7日以内	・遅滞なく ・遅滞なく ・遅滞なく	・遅滞なく ・90日以内 ・7日以内	・遅滞なく ・速やかに ・7日以内
会議の公開	条例に規定し、実施することで統一	条例: 規定あり (ホームページで公表し実施中)	条例: 規定あり	条例: 規定あり	条例: 規定なし	条例: 規定なし
外郭団体における情報公開の指導	条例に規定し、実施することで統一。 対象団体の範囲等については実態を踏まえて調整する。	条例: 規定あり 運用基準で対象団体の要件を定めて、モデル要綱を制定	条例: 規定あり 運用基準、モデル要綱なし	条例: 規定あり 運用基準、モデル要綱なし	条例: 規定あり 運用基準、モデル要綱なし	条例: 規定なし
情報公開審査会 ・委員数 ・任期 ・審議手続	委員7人以内 任期2年 非公開 委員構成については調整を要する	委員7人以内 任期2年 非公開	委員5人以内 任期2年 公開しないことができる	委員3人以内 任期3年 非公開	委員5人以内 任期2年 規定なし	委員5人以内 任期2年 規定なし
情報公開・個人情報保護審議会	久留米市の例により設置	委員10人以内 任期2年	設置なし	情報公開審議会と個人情報保護審議会を個別に規定 情委員10人以内、任期3年 個委員10人、任期2年	設置なし(審査会が一部機能負担)	設置なし(審査会が一部機能負担)

個人情報保護制度

総括的な方針・・・電算処理、手作業処理も含めた条例とし、制度の中身は、より個人情報を厳格に扱う方向に、表現は抽象的なものからより具体的なものに、また費用負担等については実費相当の負担とする方向で調整する。

項目	調整内容	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町
制度の制定	電算処理だけでなく手作業処理も含めた条例で統一	電算処理だけでなく手作業処理も含めた条例	条例なし (情報公開制度の自己情報開示で対応)	電算処理を対象とした条例	電算処理だけでなく手作業処理も含めた条例	電算処理だけでなく手作業処理も含めた条例
実施機関の範囲	土地開発公社を含むことで統一	土地開発公社含まず	-	土地開発公社含まず	土地開発公社含む	土地開発公社含む
費用負担 (白黒コピーのみ抜粋)	10円 (実費相当)	10円	-	10円	10円	20円
個人情報保護審査会 ・委員数 ・任期 ・審議手続	不服申立を審議 ・5人以内 ・任期2年 ・非公開	不服申立を審議 ・5人以内 ・任期2年 ・非公開	-	設置なし	一部審議会の機能を含む ・5人以内 ・任期2年 ・非公開	一部審議会の機能を含む ・5人以内 ・任期2年 ・非公開
不服申立に係る処理期間 ・申立～諮問 ・諮問～答申 ・答申～決定	具体的に日数明示とし情報公開と統一 ・14日以内 ・90日以内 ・14日以内	・遅滞なく ・遅滞なく ・遅滞なく	-		・遅滞なく ・90日以内 ・7日以内	・遅滞なく ・90日以内 ・7日以内